

## 第97号議案

### 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の 一部改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

#### 理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が公布されたことに伴い、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の  
一部改正する条例の制定について

(新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和52年新宮町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(新宮町監査委員条例の一部改正)

第2条 新宮町監査委員条例（昭和53年新宮町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の7第3項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第3条 新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年新宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「法第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「法第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例（令和5年新宮町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和52年新宮町条例第44号)新旧対照表

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30,000円以上である場合とする。

新宮町監査委員条例(昭和53年新宮町条例第23号)新旧対照表

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2の9第8項</u> の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2の7第3項</u> の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年新宮町条例第32号)新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2の8第1項</u> の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員( <u>第243条の2の9第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2の7第1項</u> の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員( <u>法第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

<p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 <u>第243条の2の8第1項</u>に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、町から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条の4第1項第1号</u>の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 <u>法第243条の2の7第1項</u>に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、町から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条第1項第1号</u>の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--

新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例(令和5年新宮町条例第23号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が3万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が3万円以上である場合とする。</p>